いぬやま環境サポーター登録制度実施要領運用

- 1 いぬやま環境サポーター登録制度(大山市環境活動登録制度)実施要領第2条第1項第2号による市長が別に定める活動は次のとおりとする。
- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とした活動
- (3) 暴力団及びその構成員もしくはその関係者が行う活動
- (4) 環境保全に関する市への意見や要望などの活動
- (5) 日々の生活に密着し、日常的に行う活動
- (6) その他、制度の目的から市長が不適当であると認めた活動
- 2 いぬやま環境サポーター登録制度(犬山市環境活動登録制度)実施要領第6 条に規定する「市又は市が関係する取組みに、積極的に参加又は協力する」に ある、「積極的に参加」の目安は年間を通じて1回程度とする。

附則

この運用は、いぬやま環境サポーター登録制度実施要領の施行の日から施行する。